

「歯科技工士業務従事者届」の提出をお忘れなく！

令和5年は、歯科技工士法第6条第3項に定められた令和4年12月31日現在の歯科技工士業務従事状況の届出実施年です。「歯科技工士業務従事者届」用紙は、各地域・保健所により様式はさまざまですが、歯科技工士法施行規則第5条第3項の様式に従い、以下に見本を掲載しますのでご参照ください。

また、届出用紙の受け取り及び提出先は就業地の保健所となりますので、お間違えのないようご注意ください。届出締め切りは令和5年1月15日（日）までです。

なお、今回からこれまでの紙媒体による届出に加えて厚生労働省ホームページ「医療従事者届出システム」を通じてのインターネットによるオンライン届出が可能となりました。届出方法などの詳細については裏面のリーフレット並びに厚生労働省ホームページをご確認ください。

「医療従事者届出システム」へのアクセス方法、操作マニュアル、Q & A などについては以下の専用ホームページをご参照ください。



※厚生労働省専用ホームページの URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujujisha-todokede-sys.html

歯科技工士業務従事者届

様式第三号（第五条関係）

氏名		性別		年齢	
住所					
歯科技工士名簿登録	番号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 歯科技工所				
	2 病院又は診療所				
	3 歯科技工士学校又は養成所				
	4 事業所				
	5 その他				
	所在地				
	名称				
備考					

- (注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。
2. 「業務に従事する場所」の欄は、3以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。